

「池田市行財政改革推進委員会」のあり方の見直しについて

はじめに

本市においては、平成25年度からの行財政改革の一環として本市に存在する会議体の一斉調査を行い、その所掌事務、設置目的及び施策のあり方を見直した結果、より専門的な知見と民主的な視点を会議体による意思表示という形で市政に反映できる「附属機関」という組織として改編することで、本市の行財政改革を一層強力に推し進める体制を整えていこうとしているところ。

附属機関とは

行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関をいい、執行機関等（市長、行政委員会及び公営企業管理者）に対して内部的に参加し、又は資料を提供する機関をいう。

（よって、自ら行政執行の意思決定を行い、執行するものではない。また常設的なもの、臨時的なものを問わず、名称の如何を問わないものとされる。）

- ・附属機関の判断基準（いずれにも該当する場合は附属機関）

事務局が市の執行機関内に置かれている

構成員の全部又は一部が、市民や学識経験者等外部の者である

市の施策や事務事業の策定及び実施の前提としての調査、検討、判定、斡旋等を行う場である
意見交換や議論等を経て、会の総意として何らかの意思表示をするものである

池田市行財政改革推進委員会のあり方の見直し

平成25年度以後

：附属機関として審議及び意見具申の権能を付与。

行財政改革についてより具体的に、専門的かつ民主的な意見表明をしていた
き、行政執行に資することを可能とするよう改編

付与する権能について

以下について、市長による諮問を行い、それに対して会長名で答申をいただく。

- ・各年度の最終報告を踏まえた各年度毎の提言について
- ・行財政改革に係る新たな計画策定について
- ・計画期間終了後の振り返りとしての報告書策定について
- ・時勢の変化に伴う当該計画の随時の見直し計画策定について

答申について

答申いただくタイミングとしては、従来、最終報告のために委員会を開催していた8月の周辺で2回開催することで、最終報告の検討及び答申書の確定を図る

また、年度途中での中間報告については、お示しできる数字に乏しく議論につながり難いため、委員会の開催という形を取らずに、個別の報告という形をとる。

設置根拠整備について

3月定例会における審議の結果、附属機関設置条例について原案可決を受けた後、池田市行財政改革推進委員会の組織等の細目を定めた規則等の整備を進め、平成25年度から施行する予定